

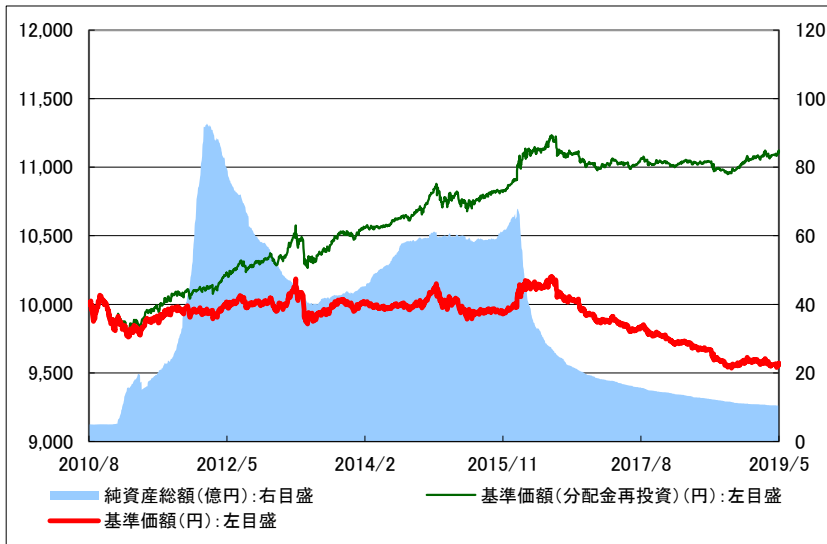
日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ 当ファンドの信託報酬率は変動します。作成基準日現在の信託報酬率は、年率0.324%(税抜0.3%)です。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	9,573 円	+ 15 円
純資産総額	10.50 億円	- 0.06 億円

期間別騰落率

	騰落率
1か月	0.31%
3か月	0.45%
6か月	1.07%
1年	0.75%
3年	-0.12%
設定来	11.21%

- ※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 1,485 円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円
2019年	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円	-	-	-	-	-	-	-

- ※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

資産の状況

※ 当ページの数値は、マザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

資産内容

債券	98.57%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	1.43%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

特性値

残存年数	7.44 年
修正デュレーション	7.21 年
直接利回り	1.22 %
最終利回り	-0.06 %
銘柄数	15

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度(変動率)を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※ 利回り(税引前)は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

公社債種類別構成比

種類	比率
国債	72.06%
地方債 ※1	6.88%
政府保証債	13.70%
事業債 ※2	5.94%
その他債券	0.00%

<※1 地方債組入上位3銘柄>

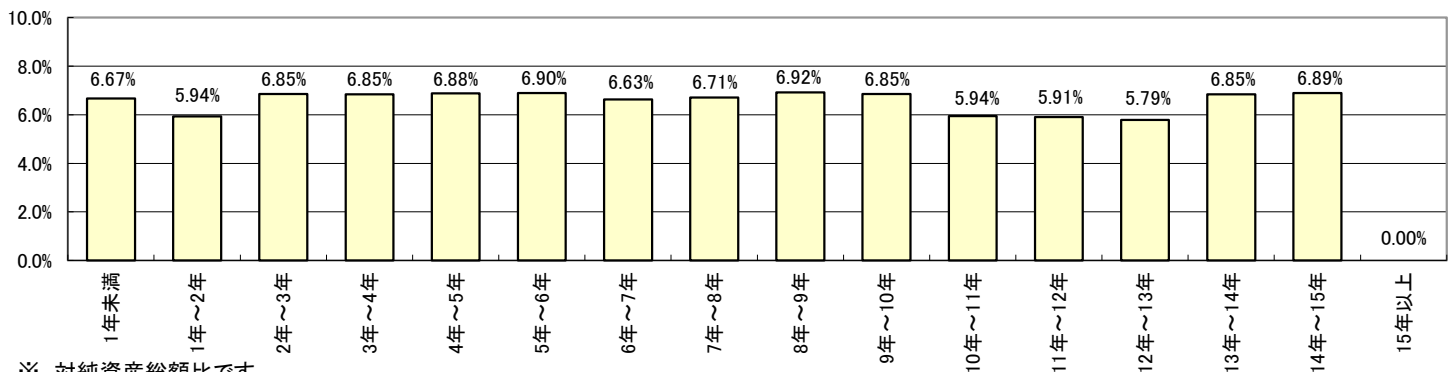
銘柄	比率
平成25年度 第11回埼玉県公募公債	6.88%
-	-
-	-

<※2 事業債組入上位3銘柄>

銘柄	比率
第330回 中国電力株式会社社債	5.94%
-	-
-	-

※ 比率はいずれも、対純資産総額比です。

公社債残存期間別構成比



※ 対純資産総額比です。

ファンドマネージャーのコメント

【市場動向】

国内債券市場では、10年国債利回りが▲0.095%に低下(価格は上昇)しました。

月前半は、4月末に再開された米中通商協議が不調に終わり、米国が対中追加関税の発動を表明したことから金融市場でリスク回避機運が高まり、国内株式が大幅下落となる中、安全資産とされる日本国債への買いが強まったことから、利回りは小幅ながら低下しました。月後半は、米国による中国通信機器最大手に対する禁輸措置の発動やイタリア財政問題への懸念の再燃などを背景に欧米の長期金利が急低下し、投資家の利回り追求の動きから国内の超長期国債への買いが加速しました。こうした動きが10年国債にも波及し、利回りは低下しました。

【運用経過】

ファンドの投資方針に従い、マザーファンドを高位に組み入れました。マザーファンドの運用につきましては、残存年数が15年程度までの各残存期間の投資額が同程度になるようなラダー型ポートフォリオを概ね維持しました。また、債券組入比率は高位に維持しました。銘柄入れ替えに伴い、前月から非国債セクターの組入比率が上昇した一方、国債の組入比率が低下しました。月間の基準価額騰落率(分配金再投資後)は、幅広い年限で利回りが低下する中、保有債券が概ね値上がりしたことを主因にプラスとなりました。

【市場の見通し】

4月末の日銀金融政策決定会合で修正されたフォワード・ガイダンス(将来の金融政策指針)では、現在の超低金利政策を「少なくとも2020年春ごろまで」続ける方針を明確にしました。日銀のイールドカーブ・コントロール政策により、長期金利はレンジ内での推移が続くとの見方です。

【今後の運用方針】

引き続きマザーファンドを高位に組み入れます。マザーファンドの運用につきましては、資金動向に対応しながらラダー型ポートフォリオを概ね維持します。また、非国債セクターについては、市場環境や資金動向に応じて組入比率を機動的に調整していく方針です。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

ファンドの特色

1. わが国の国債、地方債、政府関係機関債、電力債等の公社債に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。
2. 等金額投資による運用(ラダー型運用)を行います。
3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を行います。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

お申込みメモ

- 購入単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 … 購入申込受付日の基準価額とします。
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 … 換金申込受付日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
- 換金代金 … 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 … 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
- 換金制限 … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付
の中止及び取消し … 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
- 信託期間 … 原則として、2010年8月16日(設定日)から2020年8月20日までとします。
- 繰上償還 … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日 … 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配 … 年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。ただし、第1計算期間から第2計算期間までの決算時においては収益分配を行いません。
- 課税関係 … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に**1.08%^{*}(税抜1.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※消費税率が10%になった場合は、1.1%となります。

■ 信託財産留保額

ありません。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

毎期、前計算期間終了日(ただし、第1計算期間については、当初設定日の前営業日)における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り(終値)により、以下の率を投資信託財産の純資産総額に乗じて得た額とします。

2%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.324%^{*}(税抜0.3%)**

2%以上3%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.432%^{*}(税抜0.4%)**

3%以上5%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.54%^{*}(税抜0.5%)**

5%以上の場合、純資産総額に対して**年率0.648%^{*}(税抜0.6%)**

※消費税率が10%になった場合は、次の通りとなります。

2%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.33%**

2%以上3%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.44%**

3%以上5%未満の場合、純資産総額に対して**年率0.55%**

5%以上の場合、純資産総額に対して**年率0.66%**

■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

日本債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

当初設定日 : 2010年8月16日

作成基準日 : 2019年5月31日

収益分配金に関する留意事項

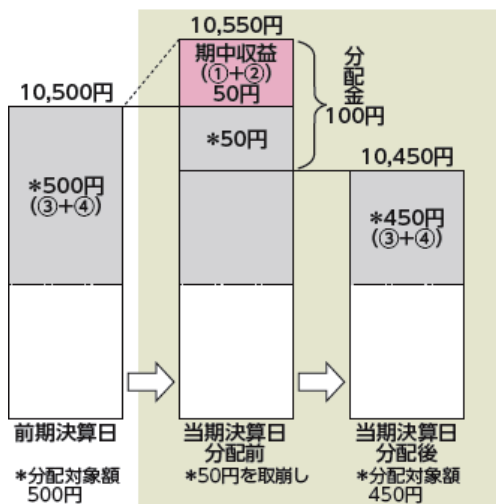
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



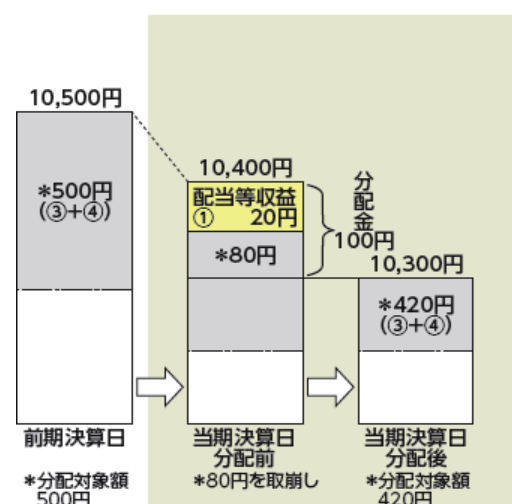
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

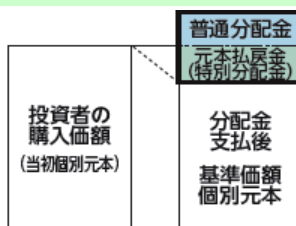


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

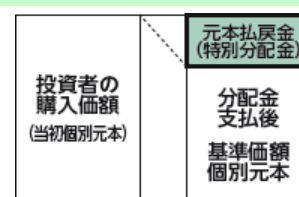
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。